

相模原市監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年7月3日に実施した教育委員会事務局学校教育部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年8月3日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 久保田 義 則

同 岸 浪 孝 志

1 教育委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容
(1) 通知があった日

平成18年7月28日

(2) 教育委員会が講じた措置の内容（全文）

相模川自然の村野外体験教室の委託契約及び賃貸借契約において、支出負担行為書の起案が遅れ、契約書を取り交わすことなく業務を実施していたことにつきましては、契約事務を含む財務事務全般において、複数の職員が執行管理に携わる体制を整え、契約ごとの進捗状況が常に把握できる発注台帳を整備し、執行管理を行い、適正な財務事務の処理ができるように改善しました。

(参考)

学校教育部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を教育委員会に提出した日

平成18年7月3日

2 監査の結果（抜粋）

- (1) 相模川自然の村野外体験教室の各事業の支出に関する事務を調査したところ、委託料の支出において、契約期間を平成17年4月1日から平成18年3月31日とする食堂等運営委託の支出負担行為書が、6月17日に4月1日に遡って起案されており、この間、契約書を取り交わすことなく業務を実施している不適切な事例が見られた。

また、他の委託業務や賃貸借業務の中にも同様な事例が多数見られた。

委託料等の支出に当たっては、事務の処理方法及び管理点検体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。